

藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱について
次の者を藤沢市民ギャラリー運営協議会委員に委嘱する。

2011年（平成23年）11月10日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 氏名等

氏 名	生年月日	住 所	選出区分	新任 再任 の別	備 考
前川 幸男 (マエカワ ユキオ)			利用者代表	新任	藤沢市美術家協会

2 任 期

2011年（平成23年）11月11日から2012年（平成24年）9月30日
まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市民ギャラリー運営協議会委員に欠員が生じたことに伴い、その残任期間の委員を藤沢市民ギャラリー条例第10条の規定により委嘱する必要による。

参 考

藤沢市民ギャラリー条例 抜粋

(ギャラリー運営協議会)

第10条 ギャラリーの運営及び管理について諮問するため、教育委員会に属する附属機関として藤沢市民ギャラリー運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、藤沢市民ギャラリー運営協議会委員（以下「委員」という。）7人をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。